

診療所新規開業等支援事業 対象診療科目を追加

見附市では地域医療体制の維持・充実を目的に、「見附市診療所新規開業等支援事業補助金」により見附市内に新規開業する医科診療所に対し開業資金を支援しています。

このたび、補助対象の一部を見直し、施設整備費補助金の補助対象とする診療科目を、現在の5診療科目に「耳鼻咽喉科」を加え6診療科目とします。

引き続き、関係機関とも連携して、診療所の新規開業に向けた積極的な誘致を展開していきます。

1. 事業概要

- (1) 補助金名 見附市診療所新規開業等支援事業補助金
- (2) 補助内容
- ・新規開業等奨励金 600万円
 - ・施設整備費補助金 最大600万円（施設整備にかかる費用の1/2）
- ※施設整備費補助金は診療科目が、内科、精神科、整形外科、小児科、出産を取り扱う産婦人科の5診療科目の場合が対象になります。
- ※あわせて最大で1200万円の補助になります。

2. 対象診療科目の追加

令和8年4月1日から施設整備費補助金の補助対象診療科目に新たに耳鼻咽喉科を追加します。

【参考】補助金を活用し新規開業された事例

- 令和5年4月開業 みつけこどもクリニック（小児科）
- 令和5年4月開業 見附たなはしクリニック（内科、糖尿病内科、内分泌内科）
- 令和5年4月開業 見附メンタルクリニック（精神科、心療内科）
- 令和7年6月開業 たかはしこどもクリニック（小児科）